

平成29年度第3回大阪府環境審議会水銀の大気排出規制検討部会

平成29年11月7日（火）

（午後3時00分 開会）

【事務局（山田主事）】 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから平成29年度第3回大阪府環境審議会水銀の大気排出規制検討部会を開会いたします。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課の山田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議事に先立ちまして、本日お配りしております資料をひとつずつご確認させていただきます。

まず、1枚目、議事次第でございます。次に、本日の資料といたしまして、資料1、前回部会における主な質問・指摘事項と対応について、資料2、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく水銀の大気排出規制のあり方について（案）に対する府民意見等の募集結果について、資料3、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく水銀の大気排出規制のあり方について（部会報告案）でございます。

最後に参考資料といたしまして、平成29年度第2回大阪府環境審議会水銀の大気排出規制検討部会の議事録をお配りしております。

皆様、漏れ等はございませんでしょうか。

本日、大久保委員におかれましては、所用のため欠席されております。

それでは、近藤部会長、よろしくお願いたします。

【近藤部会長】 ありがとうございます。そうでしたら、本日が最後だと思いますけれども、委員の皆様、よろしくお願いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

次第に従いまして、議題の（1）生活環境保全条例に基づく水銀の大気排出規制のあり方について、事務局からご説明お願いたします。

【事務局（奥野総括主査）】 それでは議事の（1）生活環境保全条例に基づく水銀の大気排出規制のあり方について、環境保全課の奥野から説明させていただきます。

配布しております資料1から資料3を用いて説明させていただきます。

まず初めに資料1、前回部会における主な質問・指摘事項と対応について、第2回部会においてご質問・ご指摘いただきました点につきましては、部会終了後個別に委員の皆様へ回答と資料の修正について説明を行わせていただきまして、ご了解をいただいた上で、部会として取りまとめていただいたあり方（案）についてパブリックコメントを実施しております。

ご質問いただきました水銀の測定結果における定量下限値と有害物質の量が著しく変動する施設の一工程の考え方について、本日お配りしております資料1で説明をさせていただきたいと思っております。

めくっていただきまして、裏面が（別紙1）になっております。

資料1の3ページ。表3の測定結果における定量下限値の幅が大きいのは何故かというご質問をいただいております。

この件につきましては、水銀の測定方法であるJIS K 0222では、定量下限値は定められていないという状況がございまして、また条例の排出基準は事業所ごとに異なり、また比較的新しい事業所においては、条例の排出基準とは別に自主的な管理値を設定していることから、これら排出基準や管理値、排出濃度の実態を踏まえ、測定業者が検量線の作成に用いる標準試薬の濃度を調整して測定範囲を決定するため、定量下限値が異なることになっているということが分析業者との確認により判明しております。

また、下のほうに書いております点とかにつきましては、部会報告（案）のほうで若干修正等を行わせていただいております。また、後ほど説明をさせていただきます。

続きまして、有害物質の量が著しく変動する施設の一工程の考え方についてですけれども、次の3ページの（別紙2）で説明をさせていただきます。

回答のところですが、法の施行規則においては、有害物質の量が著しく変動する施設にあっては一工程の平均の量とするということで、今回の水銀と同じ考え方が示されておりました、環境省から次のとおり、一工程の考え方について①と②のとおり示されております。

条例においてもこの考え方を踏襲しておりまして、製鋼用電気炉であれば、原料投入、溶鋼、出鋼を一工程と考え、代表的な期間とみなすことができる溶鋼期間で試料採取等を行っております。

また、②で廃棄物焼却炉の場合を書いておりますけれども、立上げ、立下げ時を除いた安定的な燃焼状態の時期を選定しまして、試料採取を行っております。

水銀の排出量に変動がある場合には、変動を考慮した平均値となるよう、20分の吸引を5回続けて採取するというを行っています。

以上が前回いただきましたご質問へのご回答となりまして、その他ご指摘いただきました点につきましては、部会報告案へ反映させていただいておりますので、後ほど資料3のところで順次説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして、資料2、あり方（案）に対する府民意見等の募集結果について、第2回部会終了後、部会として取りまとめいただきました、ホチキス止めの2枚目のA3の大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく水銀の大気排出規制のあり方について（案）により府民意見等を募集しました。

府民意見等の募集にあたっては、実施について報道提供を行うと共に、当課の執務室、府政情報室、ホームページで閲覧ができるよう準備を行いまして、意見を募集しております。

募集期間ですが、平成29年9月29日の金曜日から同年10月30日の月曜日まで。電子申請、郵便、ファクシミリで受付を行いましたが、意見提出はございませんでした。

この府民意見の募集の結果を踏まえまして、資料3、部会報告案を取りまとめておりますので、ご覧いただきたいと思います。

まず、この部会報告案ですが、第1回、第2回の部会資料を基に部会でいただいたご意見を反映する形で取りまとめをさせていただいております。

表紙の裏面に目次を掲載しておりますので、こちらをご参照いただきたいと思います。

構成ですが、大きく四つに分かれておりまして、まず「はじめに」、Ⅰとして「条例及び法に基づく水銀規制の概要について」、Ⅱとして「生活環境保全条例に基づく水銀規制のあり方について」、最後に「おわりに」という構成とさせていただいております。

内容につきまして、今回新たに追加した箇所、また部会意見を反映し修正した箇所を中心に順番に説明させていただきたいと思っております。

1ページ「はじめに」について、第1段落から第3段落までは、今回諮問させていただきました経過についてまとめておりまして、第4段落では諮問を受け本部会において審議を行ってきたこと、最後の段落で本報告が部会において、府域の状況や事業場の排出実態等を踏まえ、専門的な見地から慎重に審議した結果を取りまとめたものであることを記載しております。

続きまして、2ページから20ページまでが生活環境保全条例及び改正大気汚染防止法

に基づく水銀規制の概要となります。

2ページの「1. 水銀について」と「2. 府内における大気中の水銀濃度」につきましては、第1回の部会審議のとおりとなっております。

3ページの「3. 条例による水銀規制の概要」で条例の説明を行っておりますが、こちらも第1回の部会の資料を基に作成しております。

ただし、4ページ下段からは第2回の部会資料を基に作成しております。また島先生からご指摘のありました点について、修正した内容を記載しております。

5ページの「測定義務等」ではJISの測定方法の図などを第2回の部会資料を基に追加する修正をしております。

6ページでは水俣条約を取り上げております。内容については第1回の部会資料を引用しております。特に修正等はありません。

続きまして、水俣条約を受けまして大気汚染防止法が改正されましたので、7ページから9ページにかけて改正大気汚染防止法による水銀規制の概要をまとめております。内容については、部会資料そのまま修正等はありません。

10ページから20ページで条例と改正法による水銀規制の比較及び府域の現状を説明させていただいております。

これは、第1回部会資料を基に第2回部会の追加データを加筆するような形でまとめてさせていただいております。

10ページの(1)が規制対象施設の現状になります。表4が条例に基づく水銀の規制対象施設156施設の内訳で、11ページの表5で156施設のうち図5の(1)から(4)それぞれの施設数をまとめております。

(2)では、規制基準の比較ということで、改正法の基準値のほうが、現在条例で最も厳しい施設の排出基準よりも厳しいというところをまとめております。

(3)では、排出ガス中の水銀濃度及び排出量をそれぞれ施設ごとにまとめております。

まず①改正法の規制対象にも該当する施設、図5の(1)ですけれども、この施設、廃棄物焼却炉128施設の水銀濃度の結果をまとめております。12ページ、13ページがそれぞれの施設のデータとなっております。

この中で第2回部会の資料から修正をさせていただいたところとしまして、26から28の施設につきましては、前回数字を記載させていただいたんですけども、分析結果を確認しましたところ、参考値であるということがわかりまして、正式な結果は定量下

限值の1未満ということがわかりましたので、修正させていただいております。

14ページの図6と表7は第1回部会の資料のとおりとなっております。

14ページの②改正法の規制対象施設であって規模未満の施設、図5(2)の施設における水銀濃度につきましては、こちらは第2回部会の資料のとおりとなっております。

15ページの上で、③改正法の規制対象の種類以外の施設、図5(3)の施設の水銀濃度をまとめております。

この結果につきましては、第2回部会でお示しさせていただいたとおりとなっております。

15ページの下ですけれども、④要排出抑制施設、図5(4)の施設の水銀濃度の結果をまとめております。

続きまして16ページ、年間水銀排出量ということで、先ほどの①から④までで示しました測定結果に排出ガス量を考慮しまして、排出量を試算した結果となっております。こちらについては、第2回の部会に追加で説明させていただいた内容となっております。

17ページが排出ガス中のガス状水銀と粒子状水銀の結果となっております。

一番初めに国が実施しました水銀の大気排出実態調査の結果が表12、表13で府が実施しましたガス状水銀及び粒子状水銀の測定結果、次の18ページになりますけれども、表14で事業者が実施しましたガス状水銀及び粒子状水銀の測定結果を集計した結果となっております。

⑦で今後新たに設置される水銀規制対象施設からの排出についてまとめた内容を記載しております。

こちらについても第2回の部会でお示しした内容を記載させていただいております。

次の19ページ(4)が条例と改正法による水銀の測定方法等と排出基準超過時の対応の比較の結果となっております。

こちらにつきましては、第2回部会でお示しさせていただいた内容をもとに、医院の皆様からいただいたご意見を踏まえて、ちょっと修正をさせていただいた内容となっております。

①では、前回は測定方法と排出基準超過時の対応をまとめて書かせていただいていたんですけれども、大久保委員から分けて記載するべきというご指摘がございますので、①として測定方法等、②として排出基準超過時の対応の比較をまとめております。

20ページの7で、他の府県市における水銀の大気排出規制の状況についてまとめてお

ります。

こちらについては、第1回の部会でお示しした内容に第2回で新たに調べました大津市の結果を追加した内容となっております。

21ページ以降が「Ⅱ 生活環境保全条例に基づく水銀規制のあり方について」になります。

まず、1として法と条例の関係についてまとめております。法律上どうなのかというところなんですけれども、(1)として、上乘せに関する規定、(2)として、横出しに関する規定、こういったものがあるということです。(3)として、他の有害物質等で条例の規制対象施設であって法の規制対象施設にも該当する施設がございますが、それらの扱いについてまとめさせていただいております。

こういった法と条例の関係がございまして、22ページで、今回のあり方検討に係る論点としてまとめた内容5点を記載させていただいております。

まず論点の1として、法の規制対象にも該当する施設に対する排出規制のあり方、図5(1)なんですけれども、この施設をどうするか。

論点の2として、法の規制対象に該当しない施設に対する排出規制のあり方、図5(2)が規模未満の施設で(3)が規制対象の種類以外の施設になります。

論点の3として、要排出抑制施設に対する排出規制のあり方、図5(4)の施設をどうするかというところをまとめております。

続きまして、条例に基づく水銀排出濃度の測定について、水銀の測定方法のあり方を論点4、論点5として、水銀の測定結果の確認方法及び排出基準超過時の対応のあり方。

この5点についてあり方を検討するという形で整理をさせていただいております。

23ページ以降が生活環境保全条例に基づく大気排出規制のあり方になります。

(1)として、条例に基づく水銀の排出規制対象施設、についてまとめております。これについても第2回の部会でお示しさせていただいた内容に委員の皆様からいただいたご意見を反映する形でまとめさせていただいております。

まず論点1、法の規制対象にも該当する施設に対する排出規制のあり方ですが、改正法の施行に伴い水銀の規制対象となる施設のうち、既に条例の規制対象とされている施設(府域に所在する施設：廃棄物焼却炉128施設)には、現状のままであれば、条例と改正法の2つの同一規制が事業者にも適用されることとなります。

上記の全ての施設において、改正法の排出基準のほうが条例に比べて厳しく、法の排出

基準が  $50 \mu\text{g}/\text{Nm}^3$  に対して、条例の最も厳しい排出基準は  $260 \mu\text{g}/\text{Nm}^3$  という現状が確認されました。

このため、これらの施設については条例の規制対象外とすることが適当であるとさせていただきます。

なお、改正法では既設の施設において、排出基準に適合させるために処理施設などの戸大幅な改修を実施する場合には、法施行日から最大2年間、排出基準の適用が猶予される経過措置がございます。

府域における既存の施設は、おおむね法の排出基準を満たしており、既にBATと同等、もしくはそれ以上の排ガス処理施設が設置されていることから、これらの施設には法の経過措置が適用される可能性は低いが、経過措置が適用される場合には、その期間は条例の排出基準を適用させることが適当である、とまとめさせていただきます。

続きまして、論点2、法の規制対象に該当しない施設に対する排出基準のあり方、論点3、要排出抑制施設に対する排出規制のあり方についてです。

1点目から順番に説明をさせていただきます。

改正法では水銀をできる限り削減するために、BATの基準を設定しているのに対して、条例では周辺住民の吸入暴露等による健康被害の防止の観点から基準を設定しています。

周辺住民への健康被害を防止するためには、図5(2)、(3)及び(4)の施設に対して、条例の規制を廃止する理由はないと考えられます。

図5(2)の施設については、法は裾切りをしても水俣条約の趣旨に沿ってこれを実行できるものとして対象外としているため、法の基準をもって条例で規制する必要性がないものと考えられます。

図5(3)及び(4)の施設については、そもそも合わせるべき法の排出基準がないという状況となっております。

また、Iの6(3)⑤の水銀排出量で述べたとおり、現状では図5(3)及び(4)の施設からの排出ガス中の水銀濃度は低く、大気中への水銀排出量も改正法の規制対象施設に比べて少ないことから、法と同じ規制をこれらの施設に適用しても、大気中への水銀排出量の削減効果は極めて低いものと考えられます。

なお、図5(4)の要排出抑制施設については、現状では全ての施設が条例の規制対象外となっているんですけども、濃度は低いものの排出ガス量が多いため、府域の水銀排出量の占める割合は32.4%と高いという結果となっております。

このため、図5（2）（3）の改正法の規制対象に該当しない施設については、現行の方法により条例の水銀排出規制を継続することが適当である、とさせていただいております。

24ページ、図5（4）の要排出抑制施設については、法施行に向けて、一般社団法人日本鉄鋼連盟で自主規制の検討が行われるなど一定の抑制効果が見込まれるものの、条例の目的を果たすため、排出実態を踏まえ、条例の水銀規制を適用することが適当であるとさせていただいております。

なお、要排出抑制施設は、水銀の排出量が相当程度多いことから、改正法では自主的取り組みとして自ら基準を作成し、測定することなどが規定されています。

府域においても要排出抑制施設から大気中へ排出される水銀の排出量が占める割合が高いことから、法の趣旨を踏まえ、水銀の大気排出抑制に必要な措置を講じることを促進するための情報提供や、排出実態の把握を行うことなどにより、事業者による排出抑制を実効的に促進することも重要であるということを追加で記載させていただいております。

この点につきましては、第2回部会の中で大久保委員からご意見・ご指摘をいただいた点になっております。

なお、条例に基づく水銀の排出規制対象施設が、今後の法律の改正により、現行条例と同等以上の規制が適用される施設として追加された場合においては、今回と同様に、条例と改正法の排出基準の設定状況や追加施設からの排出実態を確認して、環境保全上、支障がないと判断できる場合には、条例の規制対象外とすることが適当である、としております。

続きまして、（2）条例に基づく水銀排出濃度の測定について、論点4の水銀の測定方法のあり方ですが、測定対象と測定方法・測定頻度に分けて記載させていただいております。

まず、上段の測定対象ですが、条例の水銀規制については、条例制定時に排出基準、測定方法と併せて測定対象をガス状水銀とすることとしており、その結果をもって排出基準の適否を判断しています。

一方、改正法では全水銀（ガス状水銀と粒子状水銀）を測定対象としておりますが、一定の条件を満たす場合には、ガス状水銀のみの測定結果をもって全水銀の濃度とみなすことができるという規定がございます。

条例の測定対象となる事業場には、既に一定の排ガス処理施設が設置されておまして、



府域の水銀排出量の大半を占める廃棄物焼却炉や製鋼用電気炉については、現状では、粒子状水銀の割合は低いという結果となっております。

このことから、粒子状水銀を測定対象に追加することによる規制効果は、ほとんど得られないものと考えられます。

このため、条例における水銀の測定対象は、従来どおりガス状水銀とすることが適当であると考えています。

続きまして、測定方法・測定頻度ですが、条例と改正法における排出基準の考え方とこれに対応した水銀の測定方法や測定頻度については、それぞれ以下のとおりとなっております。

まず、条例ですが、水銀を有害物質のひとつとして規定し、人の健康の保護及び生活環境の保全を目的として排出基準を定めておりまして、排出基準に対応した測定方法や測定頻度を決定しております。

有害物質の測定方法はJ I Sの方法と定めておりまして、水銀もJ I Sの方法となっております。

一方改正法では、水銀の大気排出量をできる限り抑制することを目的とした排出基準を定めておりまして、平常時における平均的な排出状況を捉えるよう、排出状況を適切に代表する試料を測定できるサンプリング時間、方法及び頻度というのを定めております。

25ページになりますが、条例と改正法における排出基準の考え方の違いや、また、条例における他の有害物質規制との整合性を考慮しますと、測定方法、測定頻度については条例による現行の方法を継続することが適当である、としております。

また、条例の施行規則において、有害物質の量が著しく変動する施設については一工程の平均の量とすることを規定しておりまして、水銀の量が著しく変動する場合にあっては、20リットル程度を続けて5回程度試料採取することとなっております。

この場合においては、改正法の100リットルを試料採取する測定方法と同等の結果が得られると考えられます。したがって、水銀の量が著しく変動する場合は、改正法の測定方法によることも可能とすることが適当であるとまとめております。

論点5の水銀の測定結果の確認方法及び排出基準超過時の対応のあり方になりますが、条例では、周辺住民の吸入暴露による健康被害の防止の観点から排出基準を設定しているため、1回の測定結果により判断することとし、排出基準超過時には直ちに罰則が適用されます。

改正法では、水銀の大気排出量をできる限り抑制することを目的とし、対象施設において一度でも超えてはならない水準として設定するのではなく、平常時における平均的な排出状況として達成すべき排出基準を設定しております。

このため、複数回の測定結果の平均値により評価し、排出基準超過時には改善勧告・改善命令を行いまして、それに従わない場合には罰則が適用されるということとなっております。

以上のとおり、条例と改正法では測定結果の確認方法及び排出基準超過時の対応の前提となる排出基準の考え方が異なります。このため、水銀の測定結果の確認方法と排出基準超過時の対応は、条例による現行の方法を継続することが適当であると考えております。

最後に26ページ、「おわりに」をまとめさせていただいております。

ここは今回初めての場所ですので、読み上げさせていただきます。

本部会においては、大気汚染防止法の改正の趣旨や府域における水銀の大気への排出実態等を踏まえ、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく水銀の大気排出規制のあり方を検討し、計3回の審議を経て、本報告として取りまとめた。

大阪府においては、この検討結果を踏まえて、条例等に基づく水銀の大気排出規制について、適切に改正を行われたい。

また、本条例の施行にあたっては、政令市をはじめとする府内市町村と情報共有・連携を図りつつ、府域における水銀の大気排出規制に取り組まれない。

さらに、水俣条約の発効や大気汚染防止法の改正に伴い、今後、水銀の排出実態に関するデータや科学的知見が集積されると考えられることから、大阪府においては、これらの知見の情報収集にも積極的に取り組み、施策の推進に活かされることを期待する、とまとめさせていただいております。

なお、27ページ以降は参考資料で、参考資料1として委員名簿。参考資料2として審議経過、28ページに参考資料3として今回の諮問文をそれぞれ添付させていただいております。

長くなりましたが、私からの説明は以上になります。

**【近藤部会長】** はい、ありがとうございました。そうしましたら、ただいまの説明について、何か意見とか質問等ございましたらお願いします。

ちょっとささいなことなんです、14ページの図6の測定結果の単位なんです、 $\text{Nm}^3$ の3乗が上付きになっていなくて、他はみんななっているので、ここだけだとちょっと

あれなんで、もし可能でしたら直していただければと思います。

【事務局（奥野総括主査）】 修正させていただきます。

【近藤部会長】 はい。

【島委員】 じゃ、ひとつ。15ページの表8で、先ほど定量下限値の違いについてはご説明いただいたんですけども。表8の2から6で最小値が2.6未満、最大値が2.8未満、それから一番下の18から21で最小値が1.3未満、最大値が1.4未満となっています。これは同じ施設ではないんですか。同じところで定量下限値が違っているんですか。

【事務局（奥野総括主査）】 同じ施設の測定結果で定量下限値がばらついているという結果になっています。

それは採取している時期が違いまして、適当な排出ガス量の算出をするんですけども、そういった量の違いであったりといった理由によります。

また吸引できた時間の違いによっても若干定量下限値が変わってきますので、こういう結果となっております。

【島委員】 わかりました。そうだろうと思うんですけども、その場合の平均値というのは、どうやって求めるんでしょうか。この表の記載で間違いではないと思いますが。

【事務局（奥野総括主査）】 この平均値の書き方につきましては、また検討してご回答をさせていただきたいと思います。

【島委員】 こう書くしかないだろうなとは思いますが。

【近藤部会長】 無しにするのはおかしいですかね。ちょっとわからないですけど。

【事務局（西井課長補佐）】 こちらですが、定量下限値未満のときには定量下限値の数字をもって平均を取っている関係で、結果的にこういう表記になってしまっています。

なので、定量下限値未満ということでしたら、実際は2.6又は2.8よりも低いわけなんですけれども、単純にその平均を出すために2.6もしくは2.8というのを積み上げて平均を取っています。

単純計算でこういう表記になっていますので、そういう計算で出しましたというのを備考欄などに書くような形で対応させていただくということではいかがでしょうか。

【島委員】 確かにその定量下限値未満の測定結果をどう扱ったかというのは書いていただいたほうが親切だと思います。

それと同じように12ページから13ページの表6についても同様に処理されていると

思いますから、そちらにも記載をしていただければと思います。

【事務局（西井課長補佐）】 誤解のないように備考などで丁寧に書き加えるということとで修正させていただきます。

【近藤部会長】 じゃ、ちょっとそれに関連して、16ページ、この年間排出量の計算のときの水銀測定濃度を計算する場合には、この定量下限値の値を使ったということになるんですか。

【事務局（奥野総括主査）】 そうです。定量下限値の値を使って試算しています。

【近藤部会長】 ここの何かちょっと書いていただいたほうが良いような気はしないではないですね。

【事務局（西井課長補佐）】 そうですね。先生のおっしゃいますとおり、ND、定量下限値未満のときに、その定量下限値が濃度であるという仮定でガス量を掛けあわせて、総ガス量を出しています。ですので、実際はこれよりも排出量は少ないと想定されます。この辺りも備考欄に丁寧に書き加えることとします。

【事務局（奥野総括主査）】 表10の試算のところにつきましては、下の参考で計算式、試算条件を書いているんですけども、※印の2つ目のところで水銀測定濃度については定量下限値未満の場合は定量下限値の数値を用いるということで、こちらは説明させていただいております。

ただ、先ほどの他の表のところはありませんので、そちらは追加させていただきます。

【島委員】 すみません。今のところで16ページの表11は鉄鋼連盟の資料ですけども、備考では定量下限未満とか言われて下限値の1/2を用いるということになりますから、表11の数字と表10の結果は単純には比較はできないということになりますよね。

【事務局（奥野総括主査）】 おっしゃるとおりなんですけれども、この表10と11を比較しての評価は今回行っておりませんので、あくまで鉄鋼連盟から示された結果はこういうものでしたということで、参考で出させていただきます。

【島委員】 わかりました。

【花嶋委員】 すみません。今さらですけども、この条例とか、それから大気汚染防止法に基づく測定というのは、誰がやるんでしょうか。

というのは、先ほどからデータの定量下限値がそれぞれバラバラということは、行政側でやっているわけではないということなんですか。

【事務局（奥野総括主査）】　　そうです。今回議論をしております測定につきましては、条例で排出事業者に義務が課されているものですので、排出事業者が測定を行うことになっております。

先ほどから議論があります定量下限値につきましても、排出事業者が自分のところの排出実態であったり、どこまでの精度を求めるのか、自分のところの排出の実態を知りたいのでできる限り低いところまで求めるとか、その辺は分析業者と調整しながら決定されるという状況となっております。

【花嶋委員】　　ありがとうございました。今の仕組みはそうなっているんでしょうけれども、最近あちこちで不正が聞かれるので、どうなのかなと少し心配になりました。以上です。

【近藤部会長】　　他、いかがでしょうか。これももう既に議論されていたのか分からないのですが、25ページのところで、この20リットル程度を、あ、そうか。わかりました。続けて5回程度ということで書かれているんですね。いや、ちょっとそのプロセスが、時間がどうなってるのかなと思ったんですが、そういう意味では続けてというのと、100リットル取るのは一緒だと、こういう考え方ですね。納得しました。

分けて取るということはしていませんね。今は。連続的に取るということになっているんですね。

【事務局（奥野総括主査）】　　そうです。変動している場合ですので、分けて取りますと、またどの段階を取っているかというのがよく分からないというのがございますので、なるべく変動があるところを平準化するというので、20分を続けて5回という考え方でやっています。

【近藤部会長】　　他、いかがでしょうか。

【島委員】　　また本当につまらないことなんですけれど、目次で、「おわりに」から参考資料の1、2、3というのが頭一文字分下がっていて、この書き方だとⅡ章の「おわりに」と見えてしまうので、そろえていただけますか。

【事務局（奥野総括主査）】　　はい、修正させていただきます。

【近藤部会長】　　他、いかがでしょうか。もう出尽くしたというか、前回でもだいぶ意見が出てたような気もいたしますので、特段ございませんでしょうか。

そうしましたら、少し単位の修正であったり、下限値の説明を追記するとか微少な修正をしていただいて、それで部会報告ということにさせていただきたいと思いますが。

これについては、委員の皆様にもまた全体を送っていただいて、どこを直したかというところを記載していただくという形でいいですか。

【事務局（西井課長補佐）】 ありがとうございます。先ほどのご指摘を踏まえまして、修正したものは、また個別に委員の皆様にもメール等でご了解いただいた上で、最終、部長にご承認いただき、部会報告とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【近藤部長】 では、そういう微少な修正をしたあと、その報告については次回の環境審、これは12月7日にあるんですけれども。そこでこの部会の報告案を報告させていただくということにさせていただきたいと思います。

それでは、議事のその他について、何かございますでしょうか。

【事務局（西井課長補佐）】 その他でございますが、これにつきましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、修正案のほうをまた見ていただきまして、それで部会報告とさせていただきますので、それ以上は特にございません。

【近藤部長】 ありがとうございます。そうしましたら、本日予定していた議題は以上なんですけれども、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、事務局から何かございますでしょうか。

【事務局（西井課長補佐）】 特にございません。

【近藤部長】 そうしましたら、本日の議題はこれで全て終了です。本部会の進行に当たり、円滑な審議にご協力いただきまして、ありがとうございました。

それでは進行を事務局のほうにお返しいたします。

【事務局（山田主事）】 長時間のご審議ありがとうございました。閉会に当たりまして、環境管理室長の中西からごあいさつを申し上げます。

【事務局（中西環境管理室長）】 環境管理室長の中西でございます。委員の皆様には本年6月から約4カ月というタイトなスケジュールの中で集中的に、ご熱心にご審議いただき、本日部会報告をおまとめいただきました。誠にありがとうございます。

部会報告では府域における水銀の大気への排出実態などを踏まえまして、条例の大気排出規制のあり方につきまして、明快にお示しいただきました。

今後本府におきましては本日おまとめいただいた報告を基に環境審議会での答申を経たうえで、条例などを見直し、適切な水銀の大気排出規制を行い、府域の生活環境の保全に取り組んで参る所存でございます。

委員の皆様におかれましては、引き続きご指導ご支援を賜るようお願い申し上げます。

あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

【事務局（山田主事）】 それでは、これもちまして平成29年度第3回大阪府環境審議会水銀の大气排出規制検討部会を閉会いたします。

（午後3時52分 閉会）